

2017年度（第51回）北海道オープンゴルフ選手権競技

開催日：2017年8月1日（火）～3日（木）
会 場：桂ゴルフ倶楽部

本競技においてはこのローカルルール・競技の条件と日本ゴルフ協会ゴルフ規則を適用する。
別途規定されている場合、または適用規則が明示されている場合を除き、ローカルルールまたは競技の条件の違反の罰は、2打。

ローカルルール

1. No.3、No.12、No.15 ホールのラテラル・ウォーターハザードが片側だけ定められる場合、そのラテラル・ウォーターハザードは無限に広がるものとみなす。ウォーターハザードやラテラル・ウォーターハザードの一部がアウトオブバウンズで境界が定められている場合、その限界はアウトオブバウンズの境界線と一致する。
No.8、No.12、No.15、No.16 ホールにおいて球が特別標示区域（赤旗にて標示）を最後に横切ってラテラル・ウォーターハザード内にあることが分かっているか、ほぼ確実な場合、ゴルフ規則 26 に基づく処置、または追加の選択肢として、1 打の罰を加え指定ドロップ区域に球をドロップすることができる。この規定に関して指定ドロップ区域に球をドロップまたは再ドロップする場合、付属規則 I (A) 6 の注が適用となる。
2. 異常なグラウンド状態
 - (a) 修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を定める。ただし、次のものを含む
 - (b) 張り芝の継ぎ目；規則付 I (A)3e を適用する
スルーザグリーンの張り芝の継ぎ目（その芝自体を除く）は修理地とみなされる。しかしながら、継ぎ目がプレーヤーのスタンスの障害となっても、それ自体は規則 25-1 に基づく障害とはみなされない。
球がその継ぎ目の中にあるか、触れている場合、またはその継ぎ目が意図するスイング区域の障害となる場合、規則 25-1 に基づいて救済を受けることができる。張り芝の区域内のすべての継ぎ目は同じ継ぎ目とみなされる。（ゴルフ規則 164p 参照）
 - (c) パッティンググリーンの奥行きを標示するためのペイントマーク及び、スルーザグリーンの芝草を短く刈った区域にあるヤードージのペイントマークは修理地とみなされる。しかしながら、ペイントマークがプレーヤーのスタンスの障害となっても、それ自体は規則 25-1 に基づく障害とはみなされない。
球がそのペイントマークの中にあるか、触れている場合、またはそのペイントマークが意図するスイング区域の障害となる場合、規則 25-1 に基づいて救済を受けることができる。
3. 次のものは動かさない障害物とする
 - (a) 排水溝
 - (b) 人工の表面を持つ道路に接した排水溝（その道路の一部とみなす）
 - (c) 動かさない障害物に接している他の動かさない障害物は一体の障害物とみなす。
 - (d) 動かさない障害物に接し白線で繋がれた区域は、修理地ではなく、その障害物の一部とみなす。
 - (e) 障害物によって囲まれた部分はその障害物の一部である。
4. コース内にある防球ネットによる障害（ゴルフ規則 24-2a）のため、ゴルフ規則 24-2b の救済を受ける場合には、その障害物の上を越えたり、中や下を通さずにニヤレストポイントを決定しなければならない。
5. 次のものはコースと不可分の部分とする
 - (a) 巻網、ワイヤ等で樹木に密着しているもの。
6. パッティンググリーン上の芝張り替え跡は古いホールの埋め跡と同じステータスを持ち、規則 16-1c に基づき修理することができる。
7. 規則 18-2 や 20-1 は以下の通りに修正される。
プレーヤーの球がパッティンググリーン上にある場合、その球やボールマーカーがプレーヤーやパートナー、相手、またはそのいずれかのキャディーや携帯品によって偶然に動かされても罰はない。
その球やボールマーカーは規則 18-2 や 20-1 に規定されている通りにリプレースされなければならない。
このローカルルールはプレーヤーの球やボールマーカーがパッティンググリーン上にあり、いかなる動きも偶然である場合にだけ適用する。

注:パッティンググリーン上のプレーヤーの球が風、水あるいは重力などの他の自然現象の結果として動かされたものと判断された場合、その球はその新しい位置からあるがままの状態プレーされなければならない。そのような状況で動かされたボールマーカーはリプレースされることになる。

競 技 の 条 件

1. 競技委員会の裁定

競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

2. 使用クラブと球の規格

(1) 競技者が持ち運ぶドライバーは R&A 発行の最新の適合ドライバーヘッドリスト上に掲載されているクラブヘッドを持つものでなければならない。

この条件に違反するクラブでストロークを行ったことに対する罰は競技失格。(ゴルフ規則 176p 参照)

(2) 溝とパンチマークの規格 裁定 4-1/1『2010年1月1日施行の溝とパンチマークの仕様とその競技の条件』を適用する。(付属規則 II 5c 注 2 ゴルフ規則 198 ページ参照)

(3) 競技者の使用球は R&A 発行の最新の公認球リストに掲載されているものでなければならない。

この条件に違反するクラブでストロークを行ったことに対する罰は競技失格。(ゴルフ規則 176p 参照)

(4) 競技者が使用する球は最新の公認球リストに一種類の球として掲載されている同じブランド・同じモデルの球でなければならない。この条件の罰は、違反があった各ホールに対し、2 打。ただし、1 ラウンドにつき最高 4 打まで。

3. プレーのペースについて (ゴルフ規則 6-7 注 2)

各ホールのプレーに許される時間の限度を記載した「タイムパー」をスタート時に配布するので、これに遅れないこと。特別な事情もないのにこの時間より遅れた場合 (アウトオブポジション)、ストロークに要する許容時間を個別に計測する。

(1) アウトオブポジションの定義

第 1 組は、そのラウンドのどの時点であっても、その組の累積時間が、終了したホールまでに許される時間を超えた場合、アウトオブポジションとなったものとみなされる。それ以外の以後の組は、前の組のスタート間隔を超え、かつ終了したホールまでに許される時間を超えた場合、アウトオブポジションとみなされる。

注: アウトオブポジションとなっている「以後の組」を計測するかどうかの裁定を行う際、ホールに割り当てられた時間を超えていない組に対して寛大さを示すことができる。

(2) アウトオブポジションとなった組に対する措置

① ある組を計測することが決定された場合、その組の各プレーヤーは委員会によって個別に計測されることになる。その組の各プレーヤーは「アウトオブポジションとなっているので計測される」という事を告知される。

② ショットごとに割り当てられる最大時間は 40 秒である。次の場合に最初にプレーするプレーヤーは追加の 10 秒が許される。これらの最大時間を超えた場合、「バッドタイム」となる。

・パー3のホールで ・アプローチショットで ・チップあるいはパットで

計測はプレーヤーが球に到着するために必要な時間が経過し、プレーの順番となり障害や妨げるものがなくなったときにスタートする。パッティンググリーン上では、計測はプレーヤーが球を拾い上げ、ふいて、そしてリプレースし、ボールマークを修理し、ルースインペディメントを取り除くための合理的な時間を経過したときにスタートする。ホールの向こう側から、また球の後方からラインを読むために費やした時間は次のストロークのための時間の一部としてカウントする。

③ 計測は組が遅れを取り戻したときに中止し、プレーヤーにそのことが告知される。

注: 状況によっては、全員を計測するのではなく、その組の中の 1 人のプレーヤーあるいは 2 人のプレーヤーだけが計測される場合もある。

(3) この条件の違反の罰

- バッドタイム 1 回目 プレーヤーは委員会から警告を受け、次にバッドタイムとなった場合には罰が課せられることを告げられる。
- バッドタイム 2 回目 1 打の罰
- バッドタイム 3 回目 更に 2 打の罰
- バッドタイム 4 回目 競技失格

注：アウトオブポジションとなった組は、その後で遅れを取り戻しても、そのラウンド中の回数は持ち越す。

(4) 同じラウンドで再びアウトオブポジションとなった場合の処置

ある組が 1 ラウンドで 2 回以上アウトオブポジションとなった場合、上記の手続きが各ケースに適用される。同じラウンドのバッドタイムと罰の適用はそのラウンドが終了するまで持ち越される。最初のバッドタイムを知らされる前に 2 度目のバッドタイムとなった場合、罰は課せられない。

(5) 組がアウトオブポジションとなっていない場合に警告なしの無作為の計測

状況によっては、ある組、または個人のプレーヤーを警告なしに計測することができる(組がアウトオブポジションとなっていない場合も含めて)。このような「無作為の計測」の場合、上記の(2)項に規定された規則と罰を適用する。

4. プレーの中断と再開

① 通常のプレーの中断（落雷などの危険を伴わない気象状況）については、ゴルフ規則 6-8b,c,d に従って処置すること。

② 険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中断となった場合、同じ組の競技者全員がホールとホールの間にいたときは、各競技者は委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1 ホールのプレーの途中であったときは、各競技者はすぐにプレーを中断しなければならず、そのあと、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。競技者がすぐにプレーを中断しなかったときは、ゴルフ規則 33-7 に決められているような、罰を免除する正当な事情がなければ、その競技者は競技失格となる。

③ プレーの中断と再開の合図について

通常のプレー中断：短いサイレンを繰り返して通報する。（またはエアホーン）

険悪な気象状況による即時中断：1 回の長いサイレンを鳴らして通報する。

プレーの再開：1 回の長いサイレンを鳴らして通報する。

5. 移動

正規のラウンド中、いかなる移動用の機器にも乗ってはならない。但し、キャディーの乗用を認める。

この条件の違反の罰は、『ゴルフ規則付 I (B)8 移動』を適用する。（ゴルフ規則 183p 参照）

6. スコアカードの提出

本競技においてはエリア方式を採用する。

7. タイの決定

タイの決定方法は該当する競技規定に定めるが、使用ホールについては競技委員会によってゴルフコースで公表する。

8. 競技終了時点

本競技は、競技委員会の作成した成績表が掲示された時点をもって終了したものとみなす。

注 意 事 項

- アマチュア資格規則に注意し、参加申込の際は自身のアマチュア資格を確認した上で申し込むこと。
なお、不明な点は日本ゴルフ協会ホームページ(www.jga.or.jp)や日本ゴルフ協会発行の『ゴルフ規則(付)アマチュア資格規則』等を参照すること。
- 競技の条件やローカルルールに追加、変更のあるときは、倶楽部ハウス内並びにスターティングホールのティーインググラウンド付近に掲示して告示する。
- パッティンググリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
- 競技当日のスタート前の練習は指定練習場で行い、打放し練習場においては備付の球を使用し、1人コイン1枚(35球)を限度とする。

5. No.3 ホールに落下地点確認のためフォアキャディーを配置し、旗を掲げて指示する。
赤旗：落下地点に前の組がいるのでプレーしてはいけない。(必ず指示に従うこと)
白旗：落下地点があいているので、プレーできる。
青旗：アウトオブバウンズまたは紛失の恐れがある。(暫定球のプレーを勧める)
6. 競技委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断したプレーヤーの参加資格を取り消すことができる。
7. 競技委員会は規則 33-7 に基づき、エチケットの重大な違反があったプレーヤーを競技失格とすることができる。

競技委員長 中澤 有史